

鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル参加資格基準

鳥羽市保育所給食調理等業務委託業者の参加資格基準は次の各号による。

1. 基本条件

- (1) 本企画提案書等提出期限までに「鳥羽市入札参加資格者名簿」に登録を受けている者。
- (2) 参加申請書提出期間満了日から契約締結までの間において、鳥羽市競争入札参加資格及び審査等に関する規定及び鳥羽市入札参加指名停止要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は前 6 か月以内に手形もしくは小切手の不渡りを出していないこと。
- (6) 法人税、法人住民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第 2 条第 6 号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (7) に挙げる者から委託を受けた者でないこと。
- (9) 集団給食事業に実績があり、本業務を安全な体制下のもと着実に履行が可能である者。

2. 経営及び信用状況

- (1) 会社経歴及び経営状態が正常かつ良好であること。
- (2) 食品に関する関係諸法規が遵守されていること。
- (3) 保育施設・幼稚園・学校給食における集団給食の受託実績を令和 6 年度から令和 8 年度の期間に継続して有していること。
- (4) 保育所給食に深い理解を有し、協力的であること。
- (5) 保育施設・幼稚園・学校給食において令和 6 年 4 月 1 日以降、現在に至るまで食品衛生法による行政処分（営業停止処分）を受けていないこと。

3. 安全衛生管理

- (1) 保育所給食に関する安全衛生管理について、十分な能力を有していること。
- (2) 従業員に対する食品の安全衛生管理に関する教育が徹底していること。
- (3) 従業員の健康管理が十分に行われていること。

4. 業務履行能力

- (1) 鳥羽市が定める「鳥羽市保育所給食調理等業務委託仕様書」による業務を継続して安定的に履行する能力を有していること。
- (2) 突発的な事故等に対し、十分に対応できる能力を有していること。